

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	新改地区	令和3年3月18日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	214.79	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	121.69	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	69.00	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.48	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.46	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.22	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

<p>須江地区については、今後の10年は農地としての機能は保てるが、その先は不明。 久次及び上改田地区及び新改地区についても同上。 その他の地区については、中山間集落協定により農地の機能を維持、5年後が心配。 地域全体で新たな担い手（若手）の確保が必要。 鳥獣被害やジャンボタニシによる被害が年々多くなっている。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>法人の中心経営体集落営農の検討が必要。 認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。 農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。 中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.14 ha	野菜・水稲	1.14 ha	新改
認農	●● ●●	野菜・水稲	11.65 ha	野菜・水稲	12.15 ha	新改・須江
認農	●● ●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.41 ha	久次
認農	●● ●●	野菜	0.51 ha	野菜	0.51 ha	久次
認農	●● ●●	野菜・水稲	2.02 ha	野菜・水稲	2.02 ha	須江
認農法	●● ●●	野菜	1.53 ha	野菜	1.53 ha	久次
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.69 ha	野菜・水稲	1.69 ha	久次・上改田
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.13 ha	野菜・水稲	1.13 ha	新改
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.40 ha	野菜・水稲	1.40 ha	新改
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.01 ha	野菜・水稲	1.01 ha	須江・新改
認農	●● ●●	野菜	0.94 ha	野菜	0.94 ha	須江・新改
認農	●● ●●	水稲	0.54 ha	水稲	0.54 ha	久次
認農	●● ●●	野菜	2.13 ha	野菜	2.13 ha	久次・上改田
認農	●● ●●	野菜・水稲	0.74 ha	野菜・水稲	0.74 ha	久次
認農	●● ●●	野菜・水稲	3.40 ha	野菜・水稲	3.40 ha	須江
認農	●● ●●	酪農	- ha	酪農	- ha	新改・入野
認農	●● ●●	野菜	0.10 ha	野菜	0.10 ha	新改
認農	●● ●●	野菜	1.67 ha	野菜	1.67 ha	須江・新改 ・曾我部川
認農	●● ●●	野菜	0.69 ha	野菜	0.69 ha	新改
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.11 ha	野菜・水稲	1.11 ha	新改

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.69 ha	野菜・水稲	1.69 ha	須江・新改
認農法	●● ●●	野菜	1.55 ha	野菜	1.55 ha	須江
認農	●● ●●	野菜・水稲	1.65 ha	野菜・水稲	1.65 ha	須江
認農	●● ●●	野菜	0.30 ha	野菜	0.60 ha	入野
認就	●● ●●	野菜	0.26 ha	野菜	0.56 ha	新改
認農	●● ●●	野菜	0.12 ha	野菜	0.12 ha	新改
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	26人		39.26 ha		40.48 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。</p>
<p>農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。</p>
<p>災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。</p>